

国民健康保険税の特別徴収(年金天引き) が中止となる方はご注意ください

国民健康
保険

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116・117

世帯主と国民健康保険(国保)加入者全員が65歳~74歳の世帯の方は、原則、国民健康保険税を特別徴収(年金からの天引き)により納付していただいております。

しかし、介護保険料と国保税を合わせた額が対象年金額の2分の1以上となる場合は特別徴収は中止され、年度の途中で特別徴収から普通徴収へ変更となります。

普通徴収へ変更となる方のうち、国保税の口座振替の登録がされていない方には7月中旬に6回分の納付書を送付しております。納付書が届いた方については自動で国保税を徴収されなくなるため、納め忘れにご注意ください。

▼年度の途中で特別徴収から普通徴収に変更となる方▼

4・6・8月に年金天引きにより納付いただいた後、10月からの特別徴収は中止となり、9月から翌年の2月までに納付書または口座振替により納付いただきます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
特別徴収	○	△	○	△	○	△	—	△	—	△	—
普通徴収	△	△	△	—	—	○	○	○	○	○	○



国保税の納付は、納め忘れることがなく、窓口で納めに行かなくてもすむ口座振替がおすすめです。新規にご登録する場合は、預金通帳や通帳届出印、国保税の納付書を持参し指定の金融機関にてお申込みください。

令和3年度美浦村敬老会 開催中止のお知らせ

例年9月に開催しております「美浦村敬老会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご参加いただく皆さまの健康と安全を第一と考え、本年度の開催を中止とさせていただきます。この代替として、村では「美浦村敬老祝い商品券」を75歳以上の方に配布することといたしました。

- ▶ **対象者** 下記①②のいずれも該当する方が対象となります。
 - ①令和3年9月1日現在で、美浦村に住民登録のある方。
 - ②令和4年3月31日現在で、満75歳以上の方(昭和22年3月31日以前に生まれた方)
- ▶ **配布物** 美浦村敬老祝い商品券 1,500円分(500円券を3枚)
※商品券の再交付及び払い戻しは行いません。
- ▶ **配布時期** 令和3年9月上旬に郵送予定です。
- ▶ **有効期限** 令和4年1月31日(月)まで
※期限の切れた商品券は無効となります。



<美浦村敬老祝い商品券>

◎商品券が利用できる村内店舗につきましては、商品券と合わせて、商品券取扱店舗一覧をお送りします。また、商品券取扱店舗にはポスターを掲示します。

※一部取り扱いのできない商品があります。

■問合せ 福祉介護課 ☎029-885-0340(内)112